



5南農農業第519号  
令和5年11月15日

南丹市農業委員会  
会長 上田 純二 様

南丹市長 西村 良平



南丹市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書への  
回答について

令和5年10月13日付け、5南農委第221号で提出された標記の意見  
書につきまして、別添のとおり回答いたします。



## 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

本市の農業振興には、日頃から積極的な取り組み並びにご尽力を賜り、また、当農業委員会の業務運営につきましても多大なるご協力につきまして心から感謝申し上げます。

とりわけ、米価下落対策にかかる要望に対しては、昨年度も予算化をいただきましたことにつきまして、委員一同大変喜んでいただいております。

さて、南丹市においては、過疎化や高齢化による労働力の不足、さらには鳥獣被害の増加による耕作意欲の減退により、農地の維持が大変厳しい状況下にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がくすぶる中、ウクライナ戦争等の影響を受けた資材の高止まりが続き、状況は一層ひっ迫したものとなっています。

こうした中、南丹市農業委員会は、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止解消の活動、新規参入の促進、さらには農業者との意見交換などを通じて、農地を守るための取り組みを進めているところです。

南丹市においても、農地が極めて高い公益性を有していることを踏まえ、農家の努力に光があたり、やりがいある農業経営に繋がる、魅力溢れる仕組みづくりを強く期待するところです。

つきましては、南丹市農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について農業委員会法第38条第1項の規定により意見を提出いたします。

令和5年10月13日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市農業委員会 会長 上田 純二



## I. 生産資材等高騰対策について

新型コロナウイルスの影響から世界経済が復興することに伴い生産資材費が高騰したが、長引くロシアのウクライナ侵攻や円安の更なる進行に伴い、状況はさらに悪化し農業者は疲弊している。

については、生産資材等の高騰が影響し離農や農地の荒廃に繋がらないよう、農業者に対する資材費高騰対策においては、国、府の施策と併せ、南丹市においては経営規模に関わらず、引き続ききめ細かな対策を積極的に講じられたい。

### 《回答》

肥料原料の国際価格は、穀物需要や燃料価格に影響され、実際、世界的な穀物やリン需要の高まり、中国による尿素の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻に伴う輸入規制などが肥料価格を高騰させています。

JA 全農の肥料価格は、一部を除き令和3年秋肥から4期連続で値上がりし、特に令和4年秋肥においては大幅な値上がりを見せたところです。さらに、その後も輸入以外の尿素は軒並み値上がりし、過去最高と言われた価格を更に上回りました。

令和5年秋肥については値下げをするも、肥料価格は高止まりとなっております。

この様に、急激な物価上昇による生産コスト（肥料・資材・エネルギー）の高騰が影響していることから、京都府市長会要望の中でも提案される運びであり、本市といたしましても令和4年度に「耕種農家緊急支援交付金」並びに「畜産農家緊急支援交付金」にて支援を実施しました。令和5年度においても状況を鑑み、支援策を講じてまいります。

## II. 米価下落対策について

農業者は、生産資材の高騰や円安の影響が長期にわたり、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、大きな不安を抱えながら生産活動を続けている。

人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルスの影響により需要が減少し、一昨年は米の概算金（買取価格）が大幅な下落となった。現在も、長引くロシアの



ウクライナ侵攻に加え、円安の影響による資材高騰分の経費回収を行うまで概算金が回復しておらず、農家の経営状況は一層厳しくなっている。

については、農業者が意欲と将来展望を持って農業に取り組めるよう以下について国や京都府への強い働きかけを要請するとともに市独自施策による支援を図りたい。

- (1) 農業者への資金繰りと所得支援対策の実施
- (2) 緊急の米消費拡大と米価下落補填対策の実施

《回答》

令和5年の主食用米の予想収穫量(9/25現在)は前年費1.1%減の662万4000トンと農林水産省から発表され、同省が示した適正生産量の669万トンを下回りました。米価安定に必要とされる民間在庫量の水準は180万トン~200万トンとされている中、京都府の作況指数は98の「やや不良」となりました。これは、栽培の多い「コシヒカリ」や「キヌヒカリ」といった早生品種が分けつする5・6月に日照不足で、生育が進まなかったこと、7月末からの出穂後に高温となったことが、不稔もみや登熟不良を招いた要因とされております。

JA京都の2023年産米買取価格については、コシヒカリで30kg当たり5,787円(税別)、キヌヒカリで5,417円(税別)での取引となり、昨年産より若干上昇しましたが、未だ回復はしておりません。農林水産省が発表した食料自給率についても昨年と同様の38%であり、食料安全保障の観点からも非常に危険なことであると認識しております。

このことについては、11月1日に京都府知事と面会し、米価下落に対する支援を強く要望しております。

また、様々な経営リスクを抱える農業経営において、農業者の所得の安定を図るための事業として、令和4年度に南丹市農業経営収入保険加入促進事業を創設し、運用しております。



### Ⅲ. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による深刻な農業被害は、耕作意欲を大きく損ない、耕作放棄地増加の大きな要因にもなっており、営農する上で非常に大きな問題である。

については、以下の施策を積極的に講じられたい。

(1) 防護柵や網で対策を講じているものの、被害の減少には至っておらず、個人の対策は既に限界を超え、農家の多くが疲弊し、深刻な状況である。継続して有害鳥獣対策に取り組める環境整備をしていただきたく、各種補助事業の助成拡大や要件の緩和といった支援の拡充を図られたい。

また、集積された農地への防護柵等の設置要件を緩和し、担い手の負担とならないよう早急に施策の整合性を図られたい。

(2) 有害鳥獣対策について、農家が被害減少を実感できるレベルまでシカやイノシシの個体数を激減させ、専門家や研究機関等と連携し、ドローンを用いた捕獲や防除を引き続き積極的に行い、徹底的した駆除対策を進められたい。

また、平地の農地においても小動物（アライグマ、アナグマ、ハクビシン等）やカラス等鳥類による被害が深刻さを増していることから、防除資材の購入補助や市の貸出し資材の一層の充実を求めるとともに、小動物等についても個体数を激減させるための対策を推進するよう関係機関に法律の改正を求め、農家への情報提供等積極的に行われたい。

#### 《回答》

(1) 防護柵の新規設置については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して毎年9月に要望調査を行い、要望頂いた内容を次年度に市の事業として実施しています。

実施した各集落には、関係者で責任を持って施設の維持管理に努めて頂いています。

しかしながら、設置してから相当年数が経過し、更新や修繕が必要な集落があるのも認識しているところです。鳥獣被害防止総合対策交付金の要件の緩和等については、市が運用できる範囲内で出来る限り努力してまいります。



また、この交付金以外にも多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等においても、防護柵の新設、修繕が可能なことから、活用されている集落は市の担当課にご相談頂きたいと思っております。今後におきましても、より効果の上がる方法や助成制度等について研究してまいります。

(2) 本市の有害鳥獣対策につきましては、南丹市猟友会との委託契約に基づく有害鳥獣の直接捕獲対策や、市が事業主体となって取り組む防護柵等の被害防除対策の両面から、有害鳥獣による被害対策に取り組んでいるところです。ご指摘のとおり、有害鳥獣対策のより有効な方策を確立するためにも、農林水産省、京都府を始め、有害鳥獣対策に関連する様々な関係機関、関係者、専門家、研究機関等と連携研究し、捕獲や防除を進めているところです。

ドローンについては本市でも導入し、捕獲や追い払いに一定の成果を上げていることから、地元からの被害報告に即座に対応するなどの効率的な運用を継続してまいります。

小動物対策として、特定外来生物であるアライグマについては、捕獲オリの貸し出し制度がありますので、希望される方に待っていただかないよう、貸し出しオリの充実を図っていくとともに、その他の小動物については関係法令を研究し、個体数削減方策をより推進してまいります。

#### IV. 女性農業者支援対策について

就農者の獲得は他の産業にも増して困難を極めているが、女性農業者を担い手として確保する必要がある。

については、農業が身体にかかる負担が大きい産業であることに鑑みて、若い女性農業者に係る以下の施策を講じられたい。

(1) 若い女性が農業を続けるには、民間で言う産・育休のような支援制度創設が必要である。また、抽選漏れ等による待機が出ないように、特に0歳児に対し配慮が必要であり、各保育施設において早急に保育士を充足し環境整備を図ら



りたい。

(2) 子育てと農作業の両立には制約があり、特に出産前後の期間は機械作業などが出来ないので支援を受けられるような制度を創設されたい。

#### 《回答》

(1) 南丹市内の保育施設の利用は、国の「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育の必要性（家庭において保育を受けることが困難である状態）をご家庭の就労状況等により審査し、認定を行っています。

まずは給付認定を受け、希望にしたがって利用する施設を調整しますが、ご希望の施設が定員を超えた場合は、保育の必要性を点数化し、順位をつけ、点数の高い方から利用調整を行っている状況です。

希望される施設への希望者が多い場合や保育士の配置が難しい場合は、第2希望、第3希望と変更していただく場合がございます。

特に0歳児においては、近年、希望される家庭が多く、受け入れる定員には限りがあるため、育児休暇を延長していただく実情も中にはあります。

全国的に低年齢の保育ニーズが高まる一方で、相反して保育士不足も問題となっています。南丹市も同じ状況のため、園部地域においては民間園の定員の拡大や民間園の誘致を図っているところです。人材確保の視点では、ハローワークや京都府保育人材マッチング支援センター等と連携し、保育士確保にも努めている状況です。

(2) 農作業には、機械作業音や振動、作業姿勢や粉塵、農薬など、産前・産後・授乳期に配慮すべき点が多々あるため、産前から授乳期間の代替え人材の雇用に対する支援の必要性について検討してまいります。

## V. 新規就農者支援対策について

農業に参入する新規就農者を獲得することは農業委員会における農地利用最適



化活動の最たるものであるが、「農業次世代人材投資事業」が後継事業である「新規就農者育成総合対策事業」に移行し、支援期間が5年から3年に短縮されるなど、新規就農者の獲得はますます厳しい環境下に置かれている。

については、新規就農者の自立支援策として岐阜県の自治体などで行われている住居確保支援策を創設し、低家賃、低支出の環境下で経営支援開始資金を手元に残し、先輩就農者との交流の場作りも行うことで、将来の営農に繋がる支援を行われたい。

また、行政主導でマーケティングを行い、儲かる農業の検討と儲かる農産物のブランド化推進を図るとともに、市長トップセールスなどにより独自の流通経路の開拓と確立を図られたい。

#### 《回答》

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、5年間資金を交付する農業次世代人材投資事業の経営開始型が、令和4年度からは新規就農者育成総合対策に移行されました。機械・施設等の導入として経営発展支援事業、資金面の支援として経営開始資金・就農準備資金・雇用就農資金など、農業に従事する人材の呼び込みと定着を図るため、制度が制定されたところであります。

そうした中、農業者の減少や高齢化などに伴い、農業生産の基盤を維持することが懸念される中、地域農業を支える大切な担い手として新規就農を目指す方々を積極的に支援し、移住希望者には南丹市定住サポートセンターの紹介や各種支援施策について周知し、就業環境を整えられるよう体制整備を図ります。

また、本市の農業を担う、次世代の人材を確保するためには、地域に根差した「儲ける経営」を実践できるよう、関係機関と連携し、農業者同士のネットワークの構築やスキルアップの場を提供するとともに、現有商品の改良、改善、強化のほか農商観連携など多角化戦略を実践することが、新たな市場展開につながると認識しておりますので、商品・価格・流通・販売促進を踏まえたマーケティング戦略の構築を検討してまいります。

